第4章 プランの内容

基本目標 I あらゆる分野における女性の参画拡大

基本目標 [

女性の参画拡大あらゆる分野における

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1)審議会等への女性の参画促進
- (2)役職等への女性の登用推進
- (3)市政への女性の参画促進

施策の方向2 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進

(1)女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進

施策の方向3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

(1)家庭や地域社会における男女共同参画の推進

■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R 8 年度)	主管課
審議会等委員への女性の参画割合	26.0%	40.0%	審議会等所管課
地区別ミーティングの参加者のうち女性の参加率	22.7% (R1 年度実績)	30.0%	地域げんき課
経営や創業等に関する市の相談窓口及び講座などを利用した女性の人数 (累計)	258 人	522 人	商工振興課
家族経営協定の締結組数	163 組	169 組	農業委員会
市の管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合	14.4%	20.0%	人事課
ボランティアセンターへ登録している人数	4,224 人 (R1 年度実績)	4,280 人	男女いきいき推進課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。

近年、女性の社会進出は様々な分野に広がりつつありますが、いまだ男性中心の社会であり、行政組織や各種団体等における政策・方針決定の場には女性があまり参画できていないのが現状です。

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進するため、その意義を全庁的に共有し、 審議会等への女性の登用を促進するとともに、市における管理職等への女性の登用を推進し ます。さらに、地域社会や各種団体等についても働きかけを行い、女性の参画をさらに拡大し ていきます。

(1) 審議会等への女性の参画促進

No.	取組	内 容	主管課
1	審議会等委員へ の女性の積極的 な登用	団体推薦委員における女性の登用について、関係団体への理解と協力を求めるなどの取組を行い、女性の積極的な登用を進めます。さらに、審議会等への女性登用を促進するためのガイドラインを策定します。	審議会等所管課男女いきいき推進課
2	女性の積極的な 参画に向けた啓 発	政策・方針決定過程への女性の積極的 な参画を推進するため、女性自らの意識 向上、意識改革の促進を目的とした情報 の発信に努めます。	男女いきいき推進課

(2)役職等への女性の登用推進

No.	取組	内容	主管課
	各種機関・団体	各種機関・団体等に対し、方針決定の場	各種団体等関係課
1	等への女性の登	に女性の参画が必要であることを啓発	日本 男女いきいき推進課
	用推進	し、役員等への登用を働きかけます。	カダいさいさ推進床
		女性職員が幅広い分野において活躍す	
	市における管理	るために、多様な職務経験を積めるよう	
2	職等への女性の	な人事配置、意欲向上・能力開発などの人	人事課
	登用推進	材育成研修を実施し、女性職員の管理職	
		等への登用を推進します。	

(3) 市政への女性の参画促進

No.	取組	内容	主管課
1	地区別ミーティ ングへの女性の 参加促進	市政の状況を市民に説明するとともに、広く市民の声を市政に反映させるため、各地区でのミーティングへの女性の参加促進に努めます。	地域げんき課
2	一日婦人議会 の開催	教育・子育で・環境などの身近な課題を 女性の立場で取り上げ、市側へ質問し回 答を求める一日婦人議会を開催し、女性 の市政への参画を進めていきます。	社会教育課 男女いきいき推進課

施策の方向2 女性の能力開発(エンパワーメント※1)と経済的自立の推進

女性が社会の構成員として、様々な分野における活動に参画するためには、女性自身の能力 を引き出すエンパワーメントを推進していく必要があります。

女性が多様な能力を身に付け発揮できるように、学習機会を充実させ、社会的役割と責任を 担える人材を育成し、女性の経済的自立を推進します。

(1) 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進

No.	取組	内容	主管課
1	女性の人材育成 の推進	女性のエンパワーメントを推進するため講座・セミナーを積極的に開催し、学習機会を提供することで、女性の能力開発に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課
2	女性の再就職や 起業、経営への 支援	経済的自立を目指す女性の再就職や起業、経営に関する情報提供や、各種セミナーを開催します。	男女いきいき推進課 商工振興課
3	女性農業者の経 済的地位の向上	農家経営のパートナーとして、労働対価、休日・休暇の均等な取得など女性の就労環境の改善に向けた家族経営協定 _{※2} の普及と充実に努めます。また、地域農業の中核を担う認定農業者 _{※3} の育成を図り、女性の認定農業者の拡大を促進します。	農林水産振興課 農業委員会

施策の方向3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

共働き世帯が一般的となりつつある現在においても、市民意識調査では、家庭内での役割分担について依然として女性が多くの家事や育児を担っている現状がうかがえました。

男女がともにより良い家庭づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の第一歩です。

女性が社会において活躍の機会を拡大していくためには、女性に偏りがちな家事・育児・地域活動などの負担を見直すことが重要です。男女がともに家事、育児等を自らのことと捉え、主体的に参加するための意識啓発に努めます。

(1)家庭や地域社会における男女共同参画の推進

No.	取組	内容	主管課
1	啓発と学習機会 の充実	家族が互いに尊重し協力し合い、家事、 育児、介護などに携われるよう、誰もが参 加しやすい学習機会の提供に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課 こども政策課
2	家事・育児等へ の男性の参画推 進	男性が家事・育児等を自らのことと捉 え、主体的に参加する動きを広めるため、 男性を対象とした各種講座の開催など、 男性の意識啓発に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課 こども政策課
3	ボランティア活 動の推進	ボランティア団体等の活動支援や情報 発信、団体間のネットワークづくりを推 進するとともに、ボランティアセンター の周知に努めます。また、ボランティア養 成講座や学校等を通じた周知広報を行 い、ボランティアの養成を図ります。	男女いきいき推進課

※1 エンパワーメント:力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

※2 家族経営協定:家族農業経営に携わる各世帯が、意欲とやりがいを持って、経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

※3 認定農業者: 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した魅力ある農業経営に向けた 5 年後の経営目標を農業経営改善計画として作成し、市町等から認定された農業者。

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

基本目標Ⅱ

働き方ができる環境づくり誰もが能力を発揮し、多様な

施策の方向1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

(1)雇用環境の整備に向けた取組の推進

(2)ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った支援の充実

(1)子育て支援の充実

(2)介護サービスの充実

施策の方向3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進

(1)男女共同参画への理解の促進

(2)男女共同参画に関する周知・啓発

施策の方向4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1)学校等における男女平等教育の推進

(2)多様な学習機会の充実

■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R 2 年度)	目標値 (R 8 年度)	主管課
教育・保育施設における4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
地域子育て支援センターの延べ利用者数	99,686 人 (R1 年度実績)	125,000 人	こども政策課
放課後児童クラブにおける4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
「男女が平等な社会」と感じる人の割合	34.1%	60.0%	男女いきいき推進課
「男女共同参画社会」について理解している人の割合	52.8%	60.0%	男女いきいき推進課
市の男性職員の育児休業取得率	0%	30.0%	人事課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

「男女雇用機会均等法_{※1}」や「育児・介護休業法」など各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題はいまだ残されています。

市民意識調査では、女性が職業を持ち、働き続けるためには、女性が働くことに対する家族や周囲の理解をはじめ、働きやすい職場環境づくりが求められていました。

また、個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすものです。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行い、男女ともに働きやすい環境の醸成に取り組んでいきます。

(1) 雇用環境の整備に向けた取組の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女雇用機会均 等法等の普及啓 発	雇用における男女の均等な機会と待遇 を確保するための男女雇用機会均等法や 女性活躍推進法に関する情報について、 様々な媒体を活用して周知に努めます。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課
2	ハラスメント防 止対策の推進	事業所等におけるハラスメントの防止 のため、ホームページや広報紙等の多様 な媒体を活用して関係法令等の周知に努 めるとともに、庁内においても研修等の 実施によりハラスメント防止対策を推進 します。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課
3	育児休業・介護 休業制度の普及 促進	男女ともに育児休業、育児短時間勤務、 介護休業等の自主的な取得を促すため、 気兼ねなく制度を活用できる支援体制な ど職場環境の整備が必要です。事業所に おける育児休業・介護休業制度の定着を 図るために、情報提供や理解促進に努め るとともに、庁内においても制度の活用 を推進します。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課

多様な働き方ができる環境づくり

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組	内容	主管課
		仕事と家庭の両立に関する意識啓発の	
1	意識啓発の推進	ための講座の開催や様々な媒体を活用し	男女いきいき推進課
		た情報発信を行います。	
		ワーク・ライフ・バランスが図られるよ	
	 働き方の見直し	う、長時間労働の削減や年次休暇の取得	男女いきいき推進課
2	働る力の見直し の推進	促進などについて市内事業所に対し周知	商工振興課
	の推進	啓発を行うとともに、庁内においても、働	人事課
		き方の見直し、改善を進めていきます。	

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った支援の充実

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画の視点に立ち、男女がともにライフスタイルを柔軟に選択でき、仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築が必要です。

市民意識調査では、継続して女性が働くために必要なこととして「育児休業・介護休業等の制度の充実」が挙げられており、一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けることができるよう子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

(1) 子育て支援の充実

No.	取組	内 容	主管課
1	仕事と子育ての 両立のための教 育・保育サービ スの充実	保育所、認定こども園 _{※1} 、幼稚園等について、将来人口の動向を踏まえながら、適切な定員や受入体制の整備を行います。また、保護者が安心して就労できる環境を整えるため、一時保育 _{※2} 、延長保育 _{※3} 、病児保育 _{※4} など保育サービスの充実及びサービスの周知に努めます。	こども政策課

※1 認定こども園: 就学前の子どもへの幼児教育・保育の提供及び地域における子育て支援の実施を行う機能を有するものとして、 県等から認可・認定された施設。

※2 一時保育: 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う。

※3 延長保育:保育施設において、定時の預かり時間よりも延長して保育を行う。

※4 病児保育:保護者が働いている場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難なとき、医療機関等で病気の子どもについて一時的に保育を行う。

No.	取組	内容	主管課
2	地域における子育て支援の充実	「地域子育て支援センター※1」を地域に密着した子育て支援拠点として位置付け、地域住民と親子の交流や子育てサークル活動の支援、相談対応、子育て講座の開催などを実施し、地域における子育て支援の充実に努めます。	こども政策課
3	放課後児童の居場所づくり	放課後に保育を要する小学生を対象に、適切な生活の場を提供する放課後児童クラブ _{**2} の充実に努めます。また、放課後や週末等に子どもの安全・安心な活動拠点として学校の空き教室を活用して体験や学習活動の場となる放課後子ども教室を開催します。	こども政策課 社会教育課

(2)介護サービスの充実

No.	取組	内容	主管課
		高齢者が住み慣れた地域で生活を継続	
		できるよう、介護、医療、疾病予防、生活	
1	介護サービスの	支援サービス、通いの場の充実を図り、特	長寿介護課
1	充実	に認知症に関する支援を強化するなど、	文分 月 設 味
		地域包括ケアシステム _{※3} の更なる推進に	
		努めます。	



- **※1 地域子育で支援センター**: 就学前の子どもがいる家庭の子育で支援の場として専門のスタッフを配置し、親子が自由に遊んだり 交流を行う場の提供や、つどい遊び、相談、子育での情報提供、子育で講座、講演会などを行う施設。
- **※2 放課後児童クラブ**:保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕 教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。
- **※3 地域包括ケアシステム**: 要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって地域内で助け合う体制のこと。

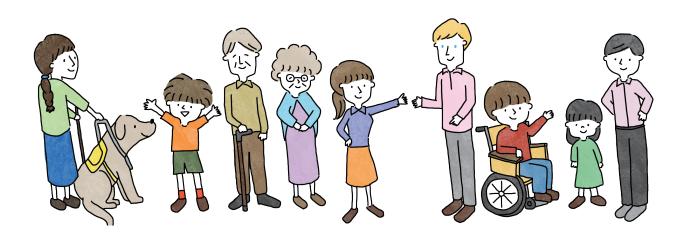
施策の方向3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、「男女があらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要である」という意識を育てていくことが必要です。

固定的な性別役割分担意識や性差による偏見・固定観念が解消されるよう、さまざまな機会において、男女共同参画に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

(1) 男女共同参画への理解の促進

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画講 演会等の実施	幅広い世代が興味・関心を持てる内容 を検討し、男女共同参画に関する講演会 等を開催します。	男女いきいき推進課
2	男女共同参画に 関する情報提供	男女共同参画の視点に立った各種講座・研修会・パネル展示等を実施し、幅広い年代に向けた情報提供を行います。	男女いきいき推進課
3	市民に対する調査の実施	男女共同参画社会の理解度や男女平等 観について、毎年市民満足度調査により、 市民の現状の把握に努め、結果内容を周 知・啓発に活用します。 また、プランの見直し時期に合わせて 「男女共同参画に関する市民意識調査」 を実施します。	企画政策課 男女いきいき推進課



(2) 男女共同参画に関する周知・啓発

No.	取組	内 容	主管課
1	男女共同参画に 関する周知・啓 発	男女共同参画に関する様々な情報の収集に努め、ホームページ、広報紙等の多様な媒体を活用して意識啓発を行います。また、「男女共同参画週間 _{※1} 」、「人権週間 _{※2} 」、「男女雇用機会均等月間 _{※3} 」等に合わせて男女共同参画に関する情報を提供します。	男女いきいき推進課
2	若年層への理解 促進	高校生や大学生を対象に、 SNS_{*4} を活用した男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けた情報発信を行います。	男女いきいき推進課

施策の方向4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

次世代を担う子どもたちが、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、多様な生き 方が選択できるようにするためには、学校教育等を通じた男女共同参画への理解促進が重要 です。そのためには、幼児期からの家庭教育や学校教育等において、ジェンダーにとらわれな い男女平等の教育の充実が必要です。

学校教育は、子どもが社会性を培う中で重要な役割を担っています。教育に携わる職員等の言葉や態度は、子どもたちに大きな影響を与えるものであるため、教職員等への意識啓発に取り組みます。

また、男女共同参画社会の実現に向け、様々な場において、あらゆる人々へ男女共同参画に 関する学習の機会を提供します。さらに、性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう 人権や男女共同参画に関する意識づくりを推進します。

^{※1} 男女共同参画週間:毎年6月23日から29日まで。男女共同参画社会基本法の公布日である6月23日にちなみ、同法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために定められた。

^{※2} 人権週間: 毎年 12 月 4 日から 10 日まで。世界人権宣言が採択された日である 12 月 10 日を記念して世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るために定められた。

^{※3} 男女雇用機会均等月間:毎年6月。男女雇用機会均等法の公布日である6月1日にちなみ、職場における男女均等について労使をはじめ社会一般の認識と理解を深める機会とするために定められた。

^{※4} SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service)の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

基本日

(1) 学校等における男女平等教育の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女平等を推進する教育	子どもの発達段階に応じて、男女の平 等、男女の相互理解と協力の重要性など 男女共同参画の視点に立った教育の充実 を図ります。	学校教育課
2	教職員等の研修	教育に携わるすべての職員が男女共同 参画の理念を理解し、意識を高め、教育に 反映できるよう研修の充実に努めます。	学校教育課 こども政策課
3	家庭科教育の充 実	家庭科教育においては、男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性について認識を深めさせるため、男女共同参画の視点に立った学習指導に努めます。	学校教育課
4	性別にとらわれ ない多様な進路 指導	進路指導に携わる教育関係者が固定的 な性別にとらわれることなく、生徒一人 ひとりが自らの生き方を考え、主体的に 進路を選択する能力、態度を身に付ける 指導に努めます。	学校教育課
5	パンフレットや 副読本の作成・ 配布	小・中学生に向けたパンフレットや副 読本の作成・配布を行い、学習機会の創出 や理解の促進に努めます。	学校教育課 男女いきいき推進課

(2) 多様な学習機会の充実

No.	取組	内 容	主管課
1	男女共同参画を 推進する講座の 開催	男女共同参画について意識の高揚を図り、理解し行動できる人材を育成するため、「女性の人権」「ワーク・ライフ・バランス」「DV」などをテーマとした各種講座を開催します。	男女いきいき推進課
2	男性向け講座の開催	男性の家庭・地域への参画を促すため、 男性を対象とした各種講座を実施しま す。	男女いきいき推進課社会教育課

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

基本目標Ⅲ

安全・安心な暮らしの実現

施策の方向1 互いの人権を尊重する社会の推進

- (1)人権が尊重される社会づくり
- (2)性的マイノリティ(LGBTQ+)への理解促進

施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援

- (1)DV等の防止
- (2)相談支援体制の充実
- (3)被害者に向けた支援の充実

施策の方向3 生涯を通じた健康づくりの推進

- (1)生涯を通じた健康支援
- (2)妊娠・出産等に関する健康支援

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備

- (1)ひとり親家庭の生活安定と自立支援
- (2)貧困や高齢、障がい等により困難を抱える人への支援

施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

(1)防災における男女共同参画の推進

■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R 2 年度)	目標値 (R 8 年度)	主管課
人権教育啓発のための講演会及び研修会の参加者数	334 人 (R1 年度実績)	500 人	学校教育課
性的マイノリティ(LGBTQ+)を理解している 人の割合	61.9%	80.0%	男女いきいき推進課
デートDV予防講座参加者数	1,230 人 (R1 年度実績)	2,000 人	男女いきいき推進課
配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	51.4% (R1 年度実績)	60.0%	男女いきいき推進課
乳がん検診受診率	20.0%	50.0%	国保けんこう課
子宮がん検診受診率	38.6%	50.0%	国保けんこう課
高等職業訓練促進給付費制度利用による就職率	100.0%	100.0%	こども家庭課
防災会議における女性委員の登用率	17.1%	40.0%	安全対策課

[※]新型コロナウイルス感染症の影響により、R2 年度が異常値又は実績なしの場合は、R1 年度実績を基準値としています。

施策の方向1 互いの人権を尊重する社会の推進

人は、誰もが尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならない存在です。しかし 現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障がいのある 人、外国人市民等に対する偏見や差別など、様々な人権侵害が存在しています。

学校等における人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じて啓発を行い、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を推進します。

また、性的マイノリティであることを理由に、差別などが行われることがないよう、多様な 性への理解促進に努めます。

(1)人権が尊重される社会づくり

No.	取組	内 容	主管課
1	人権教育講演会 の実施	人権に関する意識の高揚を図るため、 人権教育講演会を開催します。オンラインでの研修など、ニーズに合わせて、内容の工夫・充実を図ります。	学校教育課
2	保育士、幼稚園・ 小中学校教諭を 対象とした研修 会の実施	人権尊重を基本とした教育・保育を行 うため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、 小中学校教諭への研修を充実させます。	学校教育課 こども政策課
3	人権相談の充実	広報紙やホームページ等で人権に関する情報や人権相談の窓口等について広く情報提供を行い、人権相談業務を充実させます。	地域げんき課 (市民 110 番)

(2)性的マイノリティ(LGBTQ+)への理解促進

No.	取組	内容	主管課
1	市民に向けた理解促進	性的マイノリティ(LGBTQ+ _{※1})に関する正しい知識や理解を深めていくために、研修会・講演会等により、理解促進に努めます。	男女いきいき推進課

※1 LGBTQ+: 性的マイノリティを表す言葉の一つ。レズビアン(Lesbian、女性同性愛者)、ゲイ(Gay、男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender、心と体の性の不一致)、クエスチョニング/クィア(Questioning/Queer、自分の性がはっきりしていない、決めたくない)の頭文字をとったものであり、「+」は上記以外にもたくさんの性の在り方があることを意味している。

No.	取組	内容	主管課
2	パートナーシッ プ・ファミリー シップ制度の導 入	誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、大切な人とともに自分らしく生きていけるよう支援していくために、パートナーシップ・ファミリーシップ制度 _{※1} の導入について検討します。	男女いきいき推進課 人事課
3	教育の場における理解促進	教職員に向けて性的マイノリティ (LGBTQ+)に関する授業の実践事例の 紹介や指導助言をします。 また、正しい知識や理解を深めること を目的としたリーフレット等の作成・配 布を行います。	学校教育課 男女いきいき推進課
4	庁内における理 解促進	職員向けのマニュアルや、全職員を対象とした研修の実施などにより、庁内における理解促進を図ります。	男女いきいき推進課 人事課

施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援

配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪、ストーカー行為などの主に女性に対するあらゆる暴力は、個人の尊厳を著しく侵害するものであり、男女の平等や個人を尊重する男女同参画社会の形成を大きく阻害する要因にもなる重大な人権侵害です。

DV は外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向があり、市民意識調査では、被害を受けても相談に至らない場合が多く見受けられました。

暴力被害を長期化・深刻化させないために、早期に相談機関につなげることが重要であることから、多様な機会を通じて意識啓発を行うとともに、相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

さらに、被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施されるよう支援を行うとともに、個人情報等の厳重な管理に努めます。また、被害者の自立に向けて、被害者の立場に立った支援に努めます。

^{※1} パートナーシップ・ファミリーシップ制度: 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを届け出ることにより、婚姻に相当する関係と公認する制度。従来は法的な婚姻関係にあるカップルに限られていた自治体のサービスを利用することが可能になる。ファミリーシップ制度では、それぞれの同居する子どもや親についても公認し、制度の範囲を広げる。

<u>(1) DV等の防止</u>

No.	取組	内容	主管課
1	DV等防止の意 識啓発の推進	配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為などの女性に対する暴力の根絶に向けて、ホームページや広報紙等様々な媒体や機会、場を通じて、DV等の防止に関する周知・啓発を図るとともに、DV等が人権侵害であるとの認識を深めるための研修会や講座を開催します。	男女いきいき推進課
2	デートDV予防 講座の実施	DVの防止には、中学生・高校生などの早い時期からの予防教育が有効であることから、学校におけるデートDV予防講座を開催します。	男女いきいき推進課 学校教育課

(2) 相談支援体制の充実

No.	取組	内 容	主管課
1	相談窓口の周知	ホームページや広報紙等様々な媒体や機会、場を通じて、相談窓口の周知を図ります。また、相談機関が記載されたカードとリーフレットを公共施設や商業施設等に設置します。	男女いきいき推進課
2	相談支援体制の 充実	様々な相談に対応するため相談員を配置し、多様化・複雑化する相談に対して適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。また、市民に対して身近な場所で、相談から自立支援までをワンストップで行うことができ、被害者支援の迅速化や利便性の向上、安全の確保が期待される「配偶者暴力相談支援センター※1」について調査・研究を行います。	男女いきいき推進課
3	民間団体の活用 と連携による相 談支援体制の充 実	民間団体と連携し、不安や困難を抱え る女性が気軽に利用することのできる相 談窓口や居場所づくり等の取組を充実さ せます。	男女いきいき推進課

^{※1} 配偶者暴力相談支援センター:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理 学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等を行う機関。

(3)被害者に向けた支援の充実

No.	取組	内 容	主管課
1	D V 等被害者の 支援措置申出に よる支援	警察など関係機関との連携により、DV等被害者に対し、住民基本台帳閲覧制限や住民票の発行停止等支援を行います。	市民課男女いきいき推進課
2	DV等被害者に 対する住居確保 の支援	DV等被害者に対し、市営住宅等の申 込み等に関する情報提供を行います。	男女いきいき推進課建築課
3	関係機関との連 携強化	経済面など、多くの問題を抱えている DV等被害者を支援するため、関係機関 との連携を強化します。	男女いきいき推進課 保護課 こども家庭課 地域げんき課 (市民 110 番) 長寿介護課

施策の方向3 生涯を通じた健康づくりの推進

男女が互いの人権を尊重しながら思いやりを持って生活していくためには、身体の特性を 十分に理解し合い、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要です。特に女性は、妊娠・ 出産などのほか、女性特有の疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる 身体の変化や病気の問題に直面することに留意する必要があります。

人生 100 年時代の到来の中、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ $_{*1}$ 」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち、誰もが生涯を通じて健康で充実した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくりの推進に取り組みます。

^{※1} リプロダクティブ・ヘルス/ライツ: リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

(1) 生涯を通じた健康支援

No.	取組	内容	主管課
		健康に対する不安を軽減するととも	
		に、本人が家庭において自ら健康管理を	
	健康保持のため	行い、健康の保持・増進が図れるよう、健	国保けんこう課
1	の相談・指導の	康相談を行います。思春期、妊娠・出産期、	国保りんこり課 こども家庭課
	充実	更年期、高齢期など生涯にわたり健康に	ことも永庭味
		ついて、安心して相談できる体制の充実	
		を図ります。	
	心身の健康を保	がんや生活習慣病(糖尿病や高血圧症	
2	持するための各	など) の早期発見・早期治療のため、がん	国保けんこう課
	種健康診査の実	検診及び特定健康診査の受診率向上を図	国体けんこう味
	施	ります。	
		健康づくりに関する意識の向上を図る	国保けんこう課
3	健康講座の実施	とともに必要な知識の習得のため、健康	社会教育課
		講座や公民館講座を開催します。	任五教自称
		地域で運動を通じた健康づくりを推進	
	健康づくり推進	するため、健康づくり推進員を養成しま	
4	員の養成、活動	す。また、フォローアップ講座を実施し、	国保けんこう課
	支援	健康づくり推進員の資質向上に努めま	
		す。	
		全ての市民が「食」に関する知識と「食」	
		を選択する力を習得し、健全な食生活を	
5		営めるよう、ホームページや SNS といっ	
	食育活動の推進	た様々な媒体を活用して食育についての	国保けんこう課
		情報発信や食育活動を推進します。また、	
		食生活改善推進員を養成し、その活動の	
		支援を行います。	

(2)妊娠・出産等に関する健康支援

No.	取組	内容	主管課
1	妊産婦・新生児 に対する訪問指 導	産後の母親の体調管理及び精神面のサポートと新生児・乳幼児の順調な発育を支援するため、乳児家庭の全戸訪問を実施します。	こども家庭課

No.	取組	内 容	主管課
2	乳幼児・妊婦の健康診査の推進	妊婦や乳幼児の病気や障がいを早期発見し、治療や療育につなげ、健やかな発達を支援します。また、育児不安の軽減を図るために、子育てのアドバイスや育児情報の提供、乳幼児・妊婦の健康診査を実施します。	こども家庭課
3	思春期対策の推進	市内の中学生及び高校生に向けた性講 話を通して、次世代に生まれる命の大切 さについての普及啓発を図ります。	こども家庭課

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備

ひとり親世帯においては、母子・父子家庭を問わず、子育てと生活の担い手という二つの役割を一人で担わなければならないことから、子育て・生活支援、経済的支援等、各種支援策の充実が必要とされています。

また、高齢者が元気で生きがいを持って自分らしい暮らしを続けることができるよう、健康の保持と生活の安定を図り、地域で包括的なネットワークづくり等の支援体制の整備が求められています。

障がいのある人については、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の障がい 状況に応じたサービスの提供や就労機会の拡大が必要です。

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護などを行っている「ヤングケアラー」については、社会全体での理解と支援が必要とされています。

これらのことから、様々な生活上の困難を抱える人への相談体制を充実させ、誰もが安心して生活することができる環境の整備を進めていきます。

(1)ひとり親家庭の生活安定と自立支援

No.	取組	内容	主管課
1	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の養育者に対し、生活の 安定と自立を促進するとともに、子ども の福祉の増進を図るため、児童扶養手当 の支給や福祉資金貸付金など経済的支援 を行います。また、ハローワークと連携し た就労支援を行います。	こども家庭課

No.	取組	内容	主管課
2	母子・父子家庭 の自立支援	ハローワークや社会福祉協議会と連携 して、母子・父子自立支援員による自立の ための情報提供や相談等の充実を図ると ともに、自立支援教育訓練給付金や高等 職業訓練促進給付金を支給することで、 母子・父子家庭の生活の安定、自立促進を 図ります。	こども家庭課

(2) 貧困や高齢、障がい等により困難を抱える人への支援

No.	取組	内 容	主管課
1	高齢者への支援	誰もが住み慣れた地域で、自分らしい 暮らしを続けることができるよう、加齢 による身体機能の低下や生活習慣病の発 症による要介護化を予防する介護予防教 室の充実を図ります。 また、地域の見守りや支援の体制づく りに努めます。	長寿介護課
2	障がいのある人 への支援	障がいのある人が安心して自立した生活を送るために、個々の障がい状況に応じたサービスの提供に努めます。また、就労機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、障がい者雇用の啓発及び生活支援を行います。	障がい福祉課
3	貧困による生活 上の困難を抱え る人への支援	貧困による生活上の困難を抱える人が、安心して生活していくための相談支援を行います。 経済的な課題を抱えた世帯の児童や生徒に対し、学習支援、日常生活上の悩みや 進学についての助言を行い、学習意欲の 向上や生活習慣の改善を図ります。	福祉総務課 保護課 こども政策課 学校教育課

施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

各地では自然災害が頻発しており、平成 23 年の東日本大震災を契機に、防災に対する関心が、より一層高まりました。災害対応力を強化するためには、男女共同参画の視点に立った防災のための体制づくりが重要です。

意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画を促進するとともに、防災計画や避難所運営マニュアルの策定・見直し等に際しては、防災部局と男女共同参画部局が連携し、男女共同参画の視点に立った、防災・復興への取組を進めます。

(1)防災における男女共同参画の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画の 視点に立った防 災への取組	防災部局と男女共同参画部局の連携を 強化し、各種計画の策定や見直し、男女共 同参画の視点に立った防災研修の実施な ど、一体となって取組を推進します。	安全対策課男女いきいき推進課
2	防災対策におけ る女性の参画拡 大の推進	防災会議における女性委員の登用率を 高め、方針決定過程に男女共同参画の視 点を取り入れます。	安全対策課
3	男女共同参画の 視点に配慮した 避難所の運営	大村市避難所運営マニュアルに基づき、災害時における避難所運営委員会設置の際には女性の参加を促すなど、男女 共同参画の視点に立った避難所運営を進めます。	安全対策課
4	自主防災組織の 促進	男女がともに参画し、自発的に防災活動を行う自主防災組織の結成を促進します。	安全対策課

